

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報」の範囲の限定に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	当委員会の考え方
1	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条により読み替えて準用する法律第22条第1項に規定されている、「限定条例」について、そもそもこのような例外的な条文を設けた理由は何でしょうか。制定趣旨をご教示ください。</p> <p>また、地方公共団体で制定する限定条例において、制限をかけることが想定される事務として、具体的にどのような事務を想定して当該条文を規定したのでしょうか。</p> <p>同じ個人番号を扱う事務として法で規定された事務は制限できず、条例で定めた独自利用事務は限定条例で制限できるという理由についても、併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>本意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（案）に関するものですので、御質問は本意見募集の対象外となります。</p>